

第11回公安委員会定例会開催状況

1 開催日時

令和8年4月23日（木）13時30分～18時00分

2 決裁事項

(1) 免許の取消し等

警察本部から、免許の取消し等について報告を受け、決裁した。

(2) 苦情の受理

警察本部から、苦情の受理について説明を受け、決裁した。

(3) 苦情の調査結果

警察本部から、苦情の調査結果について説明を受け、決裁した。

(4) 審査請求の裁決

警察本部から、審査請求の裁決について説明を受け、決裁した。

(5) 苦情の調査結果

警察本部から、苦情の調査結果について説明を受け、決裁した。

(6) 苦情の調査結果

警察本部から、苦情の調査結果について説明を受け、決裁した。

(7) 苦情の調査結果

警察本部から、苦情の調査結果について説明を受け、決裁した。

(8) 警察職員の援助要求

警察本部から、警察職員の援助要求について説明を受け、決裁した。

3 報告事項

(1) 将来を見据えた警察組織の構造改革及び優秀な警察官の確保に向けた取組

警察本部から

○ 県警察において

- ・ 治安課題の専門化・高度化・広域化・国際化や国家安全保障との境界の相対化

- ・ 少子高齢化・人口減少等を背景とした警察官の採用情勢の厳しさという2つの課題に対処するためには、警察の組織構造及び運用をより抜本的に見直すとともに、多様な人材の安定的な確保に向けて緊急かつ継続的に対策

を講じる必要があることから、所要の体制を構築し、総合的な対策を推進する。

○ 指針では、構造改革の4本柱として

- ・ 警察庁と都道府県警察及び都道府県警察等間の連携の在り方の見直し
- ・ 都道府県警察の内部における役割分担の見直し
- ・ 科学技術の進展等を踏まえた業務の効率化・合理化と業務負担の軽減
- ・ 関係機関・団体等との連携強化等による業務のスリム化等

を定め、人材確保の3本柱として

- ・ 組織の魅力向上
- ・ 若い世代への発信力強化
- ・ 採用の間口拡大

を定めている。

○ 今後の方針として、

- ・ 推進体制の構築
- ・ 警察庁の方針を踏まえた各取組の丁寧な進捗状況の管理

を行う。

旨の報告を受けた。

委員が、

「安心安全の実現は、警察のみで達成することは不可能と考えられるため、他機関、団体と連携しながら各種取組を合理化するとともに、効果的なものから実行していくことが大切である。」

「効果的な構造改革となるよう、警察部内の協議を重ねていくとともに、県内全体を見据えた対応を考えていただきたい。」

旨を発言した。

(2) 犯罪抑止総合対策推進状況（3月）

警察本部から、

- 令和8年3月末の刑法犯認知件数は2,332件と、前年同期比92件(4.1%)増加した。
- 「刑法犯の割合」は、窃盗犯が1,495件と、全体の約6割を占めており、窃盗犯のうち認知件数の多い順は、自転車盗、万引き、車上ねらい、オートバイ盗、空き巣、忍込みとなる。
- 「特殊詐欺認知状況」は144件と、前年同期比35件(32.1%)増加、被害額は約12億8,220万円と、前年同期比約8億3,260万円(185.2%)増加した。
- 3月中、SNS型投資詐欺の発生件数は18件、被害額は約1億3,440万円で、ともに最多である。
- 手口を解説する資料の作成、「ハレノポリス」等を活用した広報を実施していく。

旨の報告を受けた。

委員が、

「私は被害に遭わない」と考える県民が少なからずいるため、そういった意識を変

えさせることが重要であり、また、警察庁推奨アプリは有効であると考え、県民に対する広報を精一杯行っていただきたい。」

「県民の意識改革と被疑者の検挙の両立は必要不可欠であるが、それぞれ困難な問題であるため、検討を重ねて行っていただきたい。」

旨を発言した。

(3) 重要事件認知・検挙状況（3月）

警察本部から

○ 3月中の重要事件認知件数は14件、検挙件数は非現住建造物等放火事件、不同意わいせつ事件、現住建造物等放火未遂事件等17件であり、3月中に認知した事件で未検挙はない。

○ 3月末現在、認知件数は41件、検挙件数は43件で、検挙率は104.9%となっており、全国順位は12位となっている。

旨の報告を受けた。

委員が、

「昨年と比較して認知件数自体は減少しているものの、依然として不同意性交等事件、不同意わいせつ事件の比率は高いため、注意を要する。」

「不同意性交等事件、不同意わいせつ事件の認知件数が多いということは、それだけ女性の被害者が被害届を出しやすい環境になっているということであり、とても重要であるため、引き続き、被害届の出しやすい環境づくりを継続していただきたい。」

旨を発言した。

(4) 通学路の安全確保に向けた取組

警察本部から

○ 新年度は、就職や転勤等により通勤経路が変更となった運転者が通学路の通行禁止等の交通規制を見落とし、違反を行うことが考えられ、通学路の安全を確保するため、通学路において、交通規制の事前警告や違反車両に対する検挙措置を講じた。

○ 実施期間は4月1日から小学校の始業式までの間で、実施時間は小学生の登校時間帯とした。

○ 交通規制の入口等(71か所)に警察官を配置し、当該道路に進入しようとする運転者に事前警告を実施するとともに、始業式前日は、12か所において取締りを実施し、80人を検挙した。

○ 引き続き、通学路における児童の安全確保を図るため、交通違反の発生そのものを抑止するとともに、悪質・危険な交通違反に対して厳正な取締りを行う。

旨の報告を受けた。

委員が、

「交通マナーについて小学生に教育する際は、交番の警察官と共に、交通警察協助力員の方々の協力を得て、小学生にしっかりと定着するまで行っていく必要がある。」

「地域住民の方々の協力を求めて、警察が行うべきところは警察が行い、地域住民の方々にお任せできるところはお任せする、地域と警察が協力し合った取組を行っていくことが大切である。」

旨を発言した。

(5) 「セーフティポリス」による交通事故抑止対策の推進

警察本部から

- 白バイ乗務員の巻き看板を「セーフティポリス」と称して街頭に設置し、多くのドライバー等に注意喚起し、交通事故を抑止するもの
- 設置場所は、交通事故分析に基づき、交通事故多発交差点や通学路付近とする。
- 設置期間は、抑止効果を高めるため、おおむね3か月とする。
- 開始時期は、本年5月中旬頃である。
- 今後は、交通事故の発生状況や地域住民の要望等を踏まえ、順次拡大していく予定である。

旨の報告を受けた。

委員が、

「セーフティポリスは視認性に優れており、あたかも警察官だと勘違いするようなもので、目に入るだけで気持ちが引き締まるため、道路上の注意力を高めるためにも、活用していただきたい。」

「「捕まらなければスピードを出してもいい。」と考えている方がいるため、セーフティポリスによって、運転手の安全意識を高めることができれば、事故も減らせると考える。」

旨を発言した。

(6) 非違行為

警察本部から、非違行為について報告を受けた。

(7) 国家賠償請求事件の応訴方針

警察本部から、国家賠償請求事件の応訴方針について報告を受けた。

(8) 令和7年度監察実施状況（令和8年1月～3月）

警察本部から、令和7年度監察実施状況について報告を受けた。

(9) 交番・駐在所開所式の開催

警察本部から、交番・駐在所開所式の開催について報告を受けた。

(10) 第63回岡山県警察嘱託犬競技会の開催

警察本部から、第63回岡山県警察嘱託犬競技会の開催について報告を受けた。

(11) 改正道路交通法等の概要

警察本部から、改正道路交通法等の概要について報告を受けた。

(12) 岡山県警察速度管理指針の更新

警察本部から、岡山県警察速度管理指針の更新について報告を受けた。

4 次回公安委員会

令和8年5月21日（木）13時00分から開催予定